

ヤクルト事業所内保育所 ヤクルトわくわく大山保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始に当たり、当事業所があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

2025年4月変更

1 事業所等の概要

- ・事業所の種別 事業所内保育事業
- ・運営会社の名称 沖縄ヤクルト株式会社
- ・保育園の名称 ヤクルトわくわく大山保育園
- ・保育園の所在地 沖縄県宜野湾市大山7丁目13番2号
- ・保育園の電話番号 TEL：098-975-5365
- ・保育園の責任者 園長 内間 佳苗
- ・認可日 2018年4月1日

2 保育等の内容

- ・保育園の開所時間 月曜日～金曜日 7：00～19：00（延長保育時間 18：00～19：00）
土曜日 7：00～18：00
- ・保育所の利用定員 従業員枠 14名（0歳児4人・1歳児5人・2歳児5人）
地域枠 5名（0歳児1人・1歳児2人・2歳児2人）

運営の目的

沖縄ヤクルト（株）では、安心して真心込めた保育により、心身ともに健康な子どもを育て、働く保護者の方々が安心してお仕事に専念していただくことを支援します。また、地域の子どもを受け入れることで、保育の専門性を生かした子育て支援に努め、地域に開かれた保育園を目指します。

保育理念

“わくわく”がいっぱいの保育園

子どもたちの「やってみたい」を尊重し、“わくわく”がたくさん生まれ
子どもたちの元気な声と笑顔があふれることで
子どもたちが、登園することが楽しみになる保育園を目指します。

保育方針

「安全」で「真心」を込めた保育により、たくさんの“わくわく”を提供します。

- 基本的生活習慣が身に付くよう、個々の発達に応じた援助を行います。
- 保育の充実を図り、子どもの興味・関心、生きる力を育てます。
- 子どもの気持ちを受け止め、心地よい安心感で思いやりの心を育てます。
- ヤクルトならではのおやつや運動を通して、すこやかな体を育てます。
- 保護者が安心して子どもを預けられるよう、安全な保育環境を整えます。

目指す子ども像

<すこやか>

- 心身ともに健康な子ども

<興味・関心>

- 好奇心いっぱいの子ども

<真心>

- 思いやりとありがとうの気持ちが持てる子ども

保育の内容

保育課程に基づき、支給認定を受けた保護者に係る児童に対し、当該支給認定における保育必要量の範囲内において特定地域型保育を提供します。

延長保育の内容

やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る児童に対し保育の必要な範囲内において延長保育を提供します。

食事の提供方法・食事の提供を行う日

- ① 委託業務により保育園内で調理を行い、食事を提供します。

午前のおやつ、昼食、午後のおやつを提供します。延長保育のおやつは市販の物で対応します。

- ② 食事を提供する日は、土曜日を除いて食事の提供を行います。土曜日利用の際はお弁当持参となります。

また行事に併せてお弁当の持参をお願いする日があります。

献立表は毎月のお便りで別途お知らせいたします。

その他保育に係る行事等

4月	入園・進級のお祝い	
9月	運動会	
12月	クリスマス会	
2月	生活発表会・お別れ遠足	
3月	修了式・卒園式	※年度により月が変動する場合があります。

保育の提供を行う日並びに提供を行わない日

月曜日から土曜日まで。ただし、年末年始（12／29～1／3）、慰霊の日（6／23）、国民の祝日に関する法律に規定する休日は休園日とします。行事後の預かりはありません。

（入園・進級式 運動会 発表会 卒園式）卒園式の日は、在園児はお休みとなります。
年度末、家庭保育できる方はご協力よろしくお願いします。

保育を提供する時間

保育標準時間認定（月曜日～土曜日）

7：00から18：00の範囲内で、家庭において必要な保育を受けることが困難である時間

（延長保育時間） 月曜日～金曜日 18：00～19：00

保育短時間認定

7：00から18：00の範囲内での8時間で、家庭において必要な保育を受けることが困難である時間

（延長保育時間） 月曜日～金曜日 7：00～18：00の範囲内での8時間を超えた時間

居室面積、専有面積、屋外遊戯場面積等

専有面積 面積 362.36㎡（109.61坪）

建物 鉄骨造1階

0歳児室 23.210㎡ 1歳児室 30.094㎡

2歳児室 23.245㎡

調理設備 18.500㎡

3 職員の体制と職務内容

職種	員数	職務内容
施設長	1人	保育園の運営管理
主任保育士	1人	職員のとりまとめ・保育業務
保育士	7人	クラス管理・保育業務
保育士(パート)	3人	クラス補助・環境整備等
調理員	2人	食事担当(業務委託)

※年度により職員数の変動あり。

職員の勤務形態、労働時間

- ① 7:00～16:00(早番2人)
- ② 8:00～17:00
- ③ 8:00～13:00(5時間勤務)
- ④ 8:30～17:30
- ⑤ 9:00～18:00(遅番)
- ⑥ 13:00～19:00(遅番)

※児童の数により、職員数は変動します。その他シフトによる。

4 連携施設等

【施設名】 ()は児童受け入れ人数。

・宜野湾市立宜野湾保育所(1) ・宜野湾市立うなばら保育所(2) ・ぎのわんおひさま保育園(1)

【連携内容】

- ① 相談・指導
- ② 集団生活を体験させるための機会の設定
- ③ 地域枠に入所する児童の3歳以降の受け皿
- ④ 代替保育の提供

5 利用料等

利用者負担額

支給認定を行った市町村が定める利用者負担額の徴収を行います。

・支払い方法

口座振替払い 毎月10日に引き落とし

・その他の費用

実費徴収

月額 一人 1,000円

※必要な物があればその都度、行事・教材費から購入します。

※積み立てのうえ、年度末に余剰金があれば返金いたします。

※その年によって、変動する場合があります。

延長保育料金(標準時間保育) 月額 2,500円 ・ 一時間 300円

延長保育料金(短時間保育) 月額 1,600円 ・ 一時間 250円

(旧盆ウークイの日、慰霊の日、年度末、12/29～12/31の延長保育はありません)

6 利用の開始・利用の終了に関する事項

利用の開始

- (1)市町村が行った利用調整により当園の利用が決定されたとき、又は保育の実施の委託を受けたときはこれに応じるものとします。
- (2)本重要事項説明書の内容を確認し、同意を得ることとします。

利用の終了

下記のいずれかに該当する場合は、保育の提供を終了させるものとします。

- (1)「子ども・子育て支援法」第19条第1項第3号に該当しなくなり、市町村による当該園児に係る支給認定の効力が失われたとき
- (2)保護者から退園の申し出があったとき
- (3)市町村が当該園児の利用継続について不可能であると認めたとき
- (4)その他、利用の継続において重大な支障又は困難が生じたとき

7 健康診断の実施

・内科検診

年2回（5月・12月）実施します。

嘱託医：まちなと小児クリニック 院長：新垣義清

住 所：浦添市牧港2丁目46-2メディカルプラザ4F

連絡先：098-942-1110

・歯科検診

年2回（5月・12月）実施します。

嘱託医：はごろもファミリー歯科 院長：神下太一

住 所：宜野湾市真志喜2丁目13-13

連絡先：098-898-2804

・尿検査

年2回（6月・11月）実施します。

・蟻虫検査

年1回（6月）

・身体測定

毎月、身長・体重の測定を行います。

結果については、コドモン(保育施設向け業務支援ツール)に記載します。

8 要望・苦情・相談の受付

・相談窓口

担当者：喜友名朝美（主任）

責任者：内間佳苗（園長）

連絡先：わくわく大山保育園 098-897-5365

9 利用者に対しての保険

保険の種類 賠償責任保険、傷害保険

保険内容 死亡・後遺障害、入院保険、通院保険

保険金額一事故につき5億円

死亡・後遺障害1,680,000円 入院保険日額2,500円 通院保険日額1,500円

1 0 緊急時等における対応方法

当園は保育の提供を行っているときに、利用する子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は速やかに子どもの保護者又は、医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じるものとします

1 1 非常災害の対策

避難訓練及び消火訓練 月 1 回実施

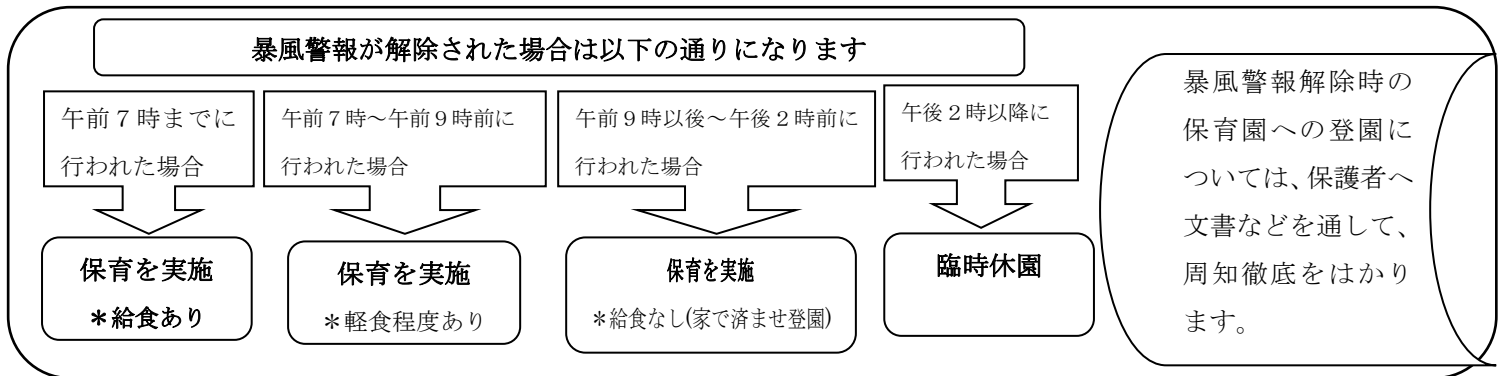
災害時の避難場所 ラグナガーデンホテル

緊急用連絡先（緊急用携帯電話） 0 8 0 - 4 6 9 3 - 7 4 0 3（園長・内間）

- ・ 緊急の際は、電話がつながりにくい状況も予想されますので、「災害伝言ダイヤル（171）」を利用して子どもの安否・園の被害状況、避難先をお知らせします。
- ・ 緊急時、保護者との連絡がつかない場合は、園児引き取りカードの順に連絡しお迎えに来てもらいます。

台風時の対応

午前7時前に暴風警報発令、バスの運行停止の場合は臨時休園となります。



詳細につきましてはコドモン(保育施設向け業務支援ツール)にて一斉送信をいたします。

1 2 虐待の防止のための措置に関する事項

- ・ 当園は園児の人権と擁護及び虐待の防止を図るため、責任者を設置する等の必要な体制の整備を行うとともに、その保育者に対し、研修を実施するなどの措置を講じるものとします。
- ・ 当園は、子ども虐待の早期発見や防止に率先して取り組むことが求められています。虐待が疑われた場合には関係機関への通告義務があることを予めご了承ください。

1 3 守秘義務及び個人情報の取り扱いに関する事項

- ・ 市町村が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の金額の情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用します。
- ・ 当園の職員は、業務上知り得た利用乳幼児及び支給認定保護者の秘密を保持します。
- ・ 当園の職員は、退職後においても同様に秘密を保持します。
- ・ 園児に対する日々の保育、健康管理、緊急時の連絡、その他保育運営に必要な範囲の目的のために利用します。
- ・ 個人情報とは、第三者によって不当に扱われることがないように適切に管理します。
- ・ 園児及び保護者等に係る個人情報について、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用します。
(連携保育施設への接続が図れるよう、卒園にあたり入園先との間で情報を共有する)
(他の保育園等へ転園する場合や、その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行う)